| | | 日号外 | ページ |
|---|---|---|---|
| 二 | 平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表する件の一部を訂正する件 | 一六 | 二 |
| 三 | 衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件 | 一六 | 三 |
| 四 | 衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件 | 二六 | 二 |
| | **○政治資金適正化委員会** | | |
| 三 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件 | 九 | 二 |
| 四 | 〃 | 二〇 | 三 |
| 五 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件 | 二〇 | 三 |
| 六 | 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件 | 二〇 | 三 |
| | **○法　務　省** | | |
| 六九 | 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 | 二 | 二 |
| 七〇―七三 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 | 二 | 二 |
| 七四 | 〃 | 三 | 二 |
| 七五 | 日本国に帰化を許可する件 | 四 | 三 |
| 七六 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 五 | 三 |
| 七七 | 除籍の一部が滅失した件 | 五 | 三 |
| 七八 | 日本国に帰化を許可する件 | 五 | 三 |
| 七九 | 除籍の一部が滅失した件 | 六 | 三 |
| 八〇 | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 | 六 | 三 |
| 八一 | 原戸籍の一部が滅失した件 | 九 | 二 |
| 八二 | 除籍が滅失した件 | 九 | 二 |
| 八三 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件 | 九 | 二 |
| 八四 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 | 九 | 二 |
| 八五 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 | 九 | 二 |
| 八六 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 | 九 | 二 |
| 八七 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件 | 一〇 | 二 |
| 八八 | 日本国に帰化を許可する件 | 一〇 | 三 |
| 八九 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 | 一三 | 二 |
| 九〇 | | | |
| 九一 | | | |